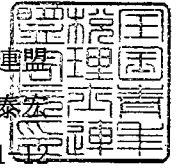


政府・与党社会保障改革検討本部
本部長 菅 直人 殿

平成 23 年 6 月 27 日

全国青年税理士連盟
会長 片山 泰宏



東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12
代々木リビン 401 号
電話 03-3354-4162

消費税率の引き上げに反対する意見書

私たち全国青年税理士連盟は、青年税理士約 3,000 名により組織されている団体であり、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

現在、社会保障改革における財源問題として消費税率の引き上げが議論され提案されようとしています。しかし、財源問題については、震災以前から低迷している日本の経済状況をふまえれば、経済状況を悪化させないよう最大限の配慮を行った上で必要な措置を講ずるべきであり、増税ありきではなく、まずは国有財産の処分や特別会計の見直しなどを行うべきであります。

そして、その上でなお不足する部分につき増税を行うのであれば、応能負担原則に従った税制改正を行うべきであります。

当連盟は、租税は応能負担が原則であり、そのためには所得税・財産税を中心とした直接税を基本とするべきであるという主張を続けてきました。

そこで、当連盟としては、次に掲げる理由により消費税率の引き上げに反対する意見を述べるものであります。

1. 消費税には逆進性の問題があり、税収の中心とされるべきではない

国税庁が公表する平成 20 年度版の国税庁統計年報では、租税及び印紙収入のうち約 22% が、すでに消費税で占められている。

政府は、消費税は消費一般に広く公平に課税する税だとしているが、現実には所得が少ない者ほど所得に占める消費の割合が高くなるため、消費に一律に課税される現在の消費税では、いわゆる逆進性の問題が残っている。これは、所得の少ない者ほど税の負担割合が高くなることとなり、応能負担の原則に反している。

したがって、応能負担の原則に反している消費税は、本来、国の税収の中心とされるべき税ではなく、安易な消費税率引き上げは行うべきではない。

2. 消費税は価格への転嫁が保証されておらず、事業者に負担を強いる税である

消費税は、理論的には最終的に消費者が負担するもので事業者が負担するものではないとされているが、実態は段階的な価格への転嫁が必ずしも行われていない。価格決定力の弱い中小企業等が、消費税を転嫁できずに負担を強いられている現状がある。

また、平成 20 年度の国の租税収入に占める消費税の割合が約 22%であるのに対し、同年度の国税全税目の新規発生滞納税額に占める消費税の割合が約 45%と大きいことも、現在の厳しい経済状況の中で、必ずしも価格への転嫁が行われていないことを示している。

このような現状がある中で安易な消費税率の引き上げが行われれば、中小企業等にとっては、まさに死活問題である。

以上述べてきたとおり、消費税率の引き上げは逆進性の問題をより増大させ応能負担原則をさらに歪めることとなる上に、現実には実現が困難な「価格への転嫁が 100%出来ること」を大前提として構築された欠陥税制であることから、中小企業に与える悪影響が極めて大きいと言わざるを得ません。

消費税は、景気に左右されずに安定的に税収が確保される税であるといわれ、税収増を見込み消費税率の引き上げが検討されますが、消費税率の引き上げ自体が景気に大きな影響を与え、他の税収を減らす大きな要因となることも過去の例を見れば明らかです。

従って、消費税率の単純な国際比較や外圧などにより安易な改正を行うべきではありません。税制全体のあり方を国民に示したうえで、国民の理解納得のもとに、抜本的な税制改正の議論を進めるべきであります。

以 上